

住田町町勢要覧作成印刷業務

業務仕様書

令和 8 年 7 月

住田町企画財政課

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、住田町（以下「町」という。）が実施する「住田町町勢要覧作成印刷業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、町が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1. 目的

本町の基本方針や業務、自然・歴史・建造物など、町の特徴を示す資源、情報等を写真・資料等を用いて紹介するため作成するもの。

2. 委託期間及び委託料の上限

- (1) 委託期間
契約締結日から令和9年1月15日まで。
- (2) 委託料の上限額
3,718千円（税込）

3. 要件

- (1) 町の特徴がわかるもの。
- (2) 町勢全般が網羅されているもの。
- (3) 町の概要が写真のみを見ても知ることができ、理解しやすいもの。
- (4) 斬新なアイデアやインパクトがあり親しめるもの。
- (5) カラーユニバーサルデザインなど色覚等に配慮したもの。

4. 掲載内容

掲載内容はメインテーマ「豊かな森と水に生まれ 安心した暮らしの中でにぎわいがあふれる共生のまち 住田」とし「医」「食」「住」「地域経営」を基本に町の施策や自然、歴史・文化、イベント等を紹介するもの。

※なお、掲載内容の詳細については、受託候補者決定後に両者協議の上、決定するもの。

5. 業務内容

- (1) 資料収集・企画編集・原稿作成業務
資料収集、取材、撮影、企画構成、デザイン及びレイアウトに基づき原稿作成及びマップ作成
- (2) 印刷・製本及び電子データ作成業務
組版、製版、印刷、製本、PDFファイルデータ等の納品
※PDFファイルは印刷用とし解像度等に留意する（町のHPに掲載）
- (3) その他
ア 校正は3回以上（色校正1回含む）
イ 地図作成においては国土地理院への申請を含む
ウ その他本業務実施のために必要な業務が生じた場合は両者で協議のうえ適切に実施すること

6. 仕様・規格等

- (1) 規格：A4版（本編）、A4版（概要版）
- (2) ページ数（上限）：32ページ（本編）、8ページ（概要版）
- (3) 紙質：マットコート紙でFSC森林認証取得紙と同等のもの（表紙及び本文）
- (4) 製本：針金中綴じ製本（本編）、観音折り（概要版）
- (5) 印刷：4色高精細オフセットカラー印刷（200線以上）環境対応型インキ使用
- (6) 印刷部数：各2,000部
- (7) 写真：原則、全ての写真は委託業者が調達、撮影するものとする。
- (8) 契約期間：契約締結日から令和9年1月15日（金）まで
- (9) 納品：成果物（町勢要覧本編、概要版、電子データ（PDF））を企画財政課に納品すること。

7. その他

- (1) 町が校了した原稿と納品時の印刷物に差異がある場合、受託者は校了原稿と同一のものに再度刷り直し差し替えた上で、納品するものとし、その費用の一切を受託者が負担する。
- (2) 受託者は、委託業務の全部を他に委任し、請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に協議し、書面により町の承諾を得るものとする。
- (3) 町勢要覧に関する写真、記事、デザインなど一切の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は受託者に帰属する。
なお、受託者は、成果物について、委託者が期間・地域・媒体の制限なく、役場公式ウェブサイト、SNS、印刷物、広告物、展示物その他自治体業務に関連する媒体において無償で利用することを許諾する。
- (4) 委託者は、成果物を編集・加工・翻案し、また第三者に再利用を許諾することができるものとする。
- (5) 被写体の肖像権、ロケ地の使用許諾、著作物の写り込み等、第三者の権利に関する許諾取得は受託者の責任において行い、委託者の利用に支障が生じない状態で成果物を納品する。
- (6) 成果物の利用に際し、受託者または撮影者のクレジット表記は不要とする。必要な場合は委託者と受託者で協議の上、定める。
- (7) 受託者は、業務上知りえた情報を第三者へ漏洩することや他の目的に使用してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の対応等で問題が生じたときは、速やかに企画財政課に報告し、その指示に従うものとする。
- (9) その他、本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合、両者協議の上、これを定める。